

茨木市部活動指導者派遣事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、部活動において専門的な技術指導力を備えた適切な指導者を必要とする茨木市立中学校（以下「学校」という。）に対し、茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指導者を派遣することにより、学校における部活動の充実を図ることを目的とする。

(対象学校)

第2 指導者の派遣の対象となる学校（第3において「対象学校」という。）は、当該学校の学校長が当該学校の部活動において専門的な技術指導力を備えた適切な指導者が必要であると認める学校とする。

(派遣校の選定)

第3 指導者を派遣する学校は、指導者の派遣を希望する対象学校のうちから、教育委員会が選定する。

(指導者)

第4 指導者は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 当該部活動の実技指導において高い技術及び指導力を有すること。
- (2) 国立又は公立諸学校の教員でないこと。
- (3) 当該学校の部活動の運営方針を理解していること。

(指導日)

第5 指導者が部活動を指導する日は、学校長が指導者と協議の上、決定するものとする。

(指導回数等)

- 第6 指導者が1年度に指導できる回数は、1の部活動につき135回を限度とする。
- 2 指導者が1日に指導できる回数は、1の部活動につき3回を限度とする。
 - 3 指導者が指導を行う時間は、1回につき2時間とする。

(派遣期間)

第7 教育委員会が指導者を派遣する期間は、当該年度の6月1日から翌年3月31日までとする。

(部活動顧問の参加)

第8 部活動の顧問は、指導者の指導中は、原則として部活動に参加するものとする。

(謝礼金)

第9 指導者に対する謝礼金は、教育委員会が負担する。

2 謝礼金の額は、1回の指導につき2,000円とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、指導者の派遣について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。